

関 係 各 位

山 梨 県 農 政 部 長  
(公印省略)

農薬の保管管理及び適正処理の徹底について

このことについて、「平成 2 7 年度山梨県農薬危害防止運動の実施について」(平成 2 7 年 5 月 2 6 日付農技第 5 5 0 号農政部長、森林環境部長、福祉保健部長通知)により、ご協力をお願いしているところであります。

しかしながら、今般、農薬の処分を適正に行っていない事例が新聞等で報道されました。

つきましては、改めて農薬の保管管理及び適正処理について、農薬の使用者に対して、次の対策を徹底していただきますようご指導をお願いいたします。

- 1 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子どもや作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。
- 2 農薬やその希釈液、残渣等を飲食品の空容器等へ移替えしない。
- 3 万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。
- 4 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。
- 5 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。
  - (1) 農薬使用者自身で、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。
  - (2) J A 等、地域共同で適正に回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムにより処分する。

(参考)

農業技術課 H P ([http://www.pref.yamanashi.jp/nougyo-gjt/kenkyu/nouyaku\\_shiyou.html](http://www.pref.yamanashi.jp/nougyo-gjt/kenkyu/nouyaku_shiyou.html))

農薬工業会 H P (<http://www.jcpa.or.jp/user/guideline.html>)

農政部農業技術課  
鳥獣害対策担当  
TEL : 055-223-1618